

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	重度心身障害者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、重度心身障害者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県西条市長

公表日

平成31年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務
②事務の概要	西条市重度心身障害者医療費助成条例に基づく以下の事務 1. 医療費の受給資格の認定の申請の受理、審査、応答 2. 医療費の支給の申請の受理、審査、応答
③システムの名称	・重度心身障害者医療費助成システム ・団体内総合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 重度心身障害者医療費情報ファイル 2. 重度心身障害者医療費給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西条市 市民環境部 国保医療課
②所属長の役職名	国保医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西条市役所総務部総務課 愛媛県西条市明屋敷164番地 0897-56-5151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西条市役所市民環境部国保医療課 愛媛県西条市明屋敷164番地 0897-52-1212

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	I.3.法律上の根拠	西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	条例の条項を追加
平成28年9月20日	I.4.法律上の根拠	1. 番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	法改正による変更
平成28年9月20日	I.4.法律上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2	事後	規則制定による変更
平成28年9月20日	II.1.いつの時点の計数か	平成28年3月1日時点	平成28年8月31日時点	事後	定期見直しによる変更
平成28年9月20日	II.2.いつの時点の計数か	平成28年3月1日時点	平成28年8月31日時点	事後	定期見直しによる変更
平成31年3月18日	I.5.① 部署	保健福祉部 国保医療課	市民環境部 国保医療課	事後	定期見直しによる変更
平成31年3月18日	I.5.②「所属長」→「所属長の役職名」	国保医療課長 近藤 功	国保医療課長	事後	定期見直し及び項目変更による修正
平成31年3月18日	I.8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	西条市役所保健福祉部国保医療課 愛媛県 西条市明屋敷164番地 0897-52-1212	西条市役所市民環境部国保医療課 愛媛県 西条市明屋敷164番地 0897-52-1212	事後	組織改編による変更
平成31年3月18日	II.1.いつの時点の計数か	平成28年8月31日時点	平成30年12月31日時点	事後	定期見直しによる変更
平成31年3月18日	II.2.いつの時点の計数か	平成28年8月31日時点	平成30年12月31日時点	事後	定期見直しによる変更
平成31年3月18日	IVリスク対策	(項目なし)	追加項目「IVリスク対策」への記載	事後	定期見直しによる変更
平成31年3月18日	II.1.いつの時点の計数か	平成28年8月31日時点	平成30年12月31日時点	事後	定期見直しによる変更
平成31年3月18日	II.2.いつの時点の計数か	平成28年8月31日時点	平成30年12月31日時点	事後	定期見直しによる変更
平成31年3月18日	IV リスク対策			事後	評価書の様式の一部改正による、新規記載